

Yoshino Consulting Office

社会保険労務士 ファイナンシャルプランナー (CFP)

代表 吉野 達郎

〒400-0047 山梨県甲府市徳行 5-11-11

<http://www.yoshino-consult.com> E-mail: info@yoshino-consult.com

給与規程のサンプル

第2章 基本給

(基本給の構成)

第14条 基本給は、年齢給と職能給により構成する。

(年齢給)

第15条 年齢給は、本年4月1日現在の満年齢に応じて決定するものとし、その額は別表1のとおりとする。

(職能給)

第16条 職能給は、職務遂行能力によって設定した資格等級に応じて決定するものとし、その資格等級基準については別表2、またその額については別表3のとおりとする。

(採用時の職能給)

第17条 新卒者の採用時の職能給は、次のとおりとする。

- (1) 高校卒 I-1級・Bランク1号俸
- (2) 短大卒 I-2級・Bランク1号俸
- (3) 専門学校卒 I-2級・Bランク1号俸
- (4) 大学卒 I-3級・Bランク1号俸

2. 前項の規定にかかわらず、中途採用者については、本人の能力に応じた等級及びランク・号俸に格付けし、当該等級及びランク・号俸に対応する職能給を支給する。